

JIPDEC認定個人情報保護団体の 活動報告

2017年1月26日、2月2日

一般財団法人日本情報経済社会推進協会 常務理事
認定個人情報保護団体事務局 事務局長
坂下 哲也

- 平素より個人情報の取り扱いに関するマネジメントシステムを運用頂き感謝致します。
- さて、2017年5月30日に改正個人情報保護法が全面施行される予定です。これに伴い、これまでの認定個人情報保護団体（以下、認定保護団体）の位置づけも変わります。**（官民による共同規制）**
- 新たに加わった匿名加工情報について、対象事業者の方々が求めるルールを策定し、マルチステークホルダー形式の審議を経て、個人情報保護委員会へ届けます。
- また、APEC域内の越境執行協定に伴う認証（CBPRシステム）を実施します。（2016年12月20日第一号認証）
- 以上を踏まえ、現在、当認定保護団体事務局では、個人情報保護指針の改正作業をしています。（全面施行後、個人情報保護委員会へ届出予定）
- 本日は、上記についてのポイントをご説明いたします。

- 認定個人情報保護団体の位置づけ
- 指針の検討状況
- APEC／CBPR認証

■ 従来の業務（現行個人情報保護法第37条）

- 対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理
- 対象事業者に対する個人情報の適正な取扱いに関する情報の提供
- その他、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

■ 改正個人情報保護法で加わる業務

➤ 個人情報保護指針等の中で、匿名加工情報のルールを策定すること。

- 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、本人の求め開示等の請求等に応じる手続その他の事項又は匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項に関し、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に沿った指針（以下「**個人情報保護指針**」という。）を作成するよう努めなければならない。（改正法53条）

■ 個人情報の定義

- 「個人情報」の定義（範囲）に変更なし → 定義の明確化のための明記・追加
- 「個人識別符号」の定義を明記

- ①身体特徴量
 - ②役務利用、商品購入又はカード等に付される符号
- } ・ 特に別の定義（政令事項）
・ 特定の個人を識別可能な符号

↳ （個人情報に該当するにもかかわらず、個人情報として「意識（認識）」していなかった情報の取扱いのあり方が問われる）

「要配慮個人情報」、「匿名加工情報」、「匿名加工情報取扱事業者」、「匿名加工情報データベース等」の定義の追加

■ 匿名加工情報（第三者提供・目的外利用の本人同意不要）

- 特定の個人を識別することができないよう加工した情報（個人情報として復元できないもの）
- 個人情報取扱事業者としての義務
 - 【作成】加工方法（法定、安全管理）／公表（個人に関する情報の項目、安全管理措置等）／明示（匿名加工情報）／復元の禁止
- 匿名加工情報取扱事業者としての義務
 - 【提供】公表（個人に関する情報の項目、提供方法）／明示（匿名加工情報であること）
 - 【識別行為の禁止】再識別化の禁止
 - 【安全管理措置等】

購買履歴の第三者提供の例（1）

■ 商店街ポイントカードによる購買情報の第三者提供のケース

項目	説明
データ所有者	商店街ポイントカードの商店街組合（データベースは委託で管理）
第三者提供先	全国チェーンのクリーニング店
利用目的	新規出店のための市場調査のため。（地元クリーニング店が廃業し、その店舗等を購入。今後、出店予定。）
提供データの依頼内容	商店街における年代別の購買傾向（曜日、時間帯など）

氏名	サンプル太郎
会員NO	0000001
誕生日	1963/1/1
性別	男
住所	S区サンプル 4丁目19番地 1号
E-mail	Example.co m

購買店	
購買店	サンプル豆腐店
購買店	サンプル魚店
日時	2016/12/5 11:40
購買総額	300円
付与ポイント	3

購買履歴の第三者提供の例（2）

■ 加工方法

データ		処理
氏名	サンプル太郎	削除
会員NO	0000001	削除
誕生日	1963/1/1	50代
性別	男	男
住所	S区サンプル4丁目19番地1号	サンプル4丁目
E-mail	Example.com	削除

商店街組合では、対応表を廃棄した上で、クリーニング店へ提供。

購買店	サンプル豆腐店
購買店	サンプル魚店
日時	2016/12/5 11:40
購買総額	300円
付与ポイント	3



購買日時	火曜日 13-14時
購買日時	月曜日 14-15時
購買日時	月曜日 11-12時
購買内容	食品
購買総額	100-500円

購買履歴の第三者提供の例（2）

■ 加工方法

IDを削除してしまうのであれば、金額の幅を持たせなくてもリスクが低減できるという意見もある。

データ		処理
氏名	サンプル太郎	削除
会員NO	0000001	削除
誕生日	1963/1/1	50代
性別	男	男
住所	S区サンプル4丁目19番地1号	サンプル4丁目
E-mail	Example.com	削除

商店街組合では、対応表を廃棄した上で、クリーニング店へ提供。

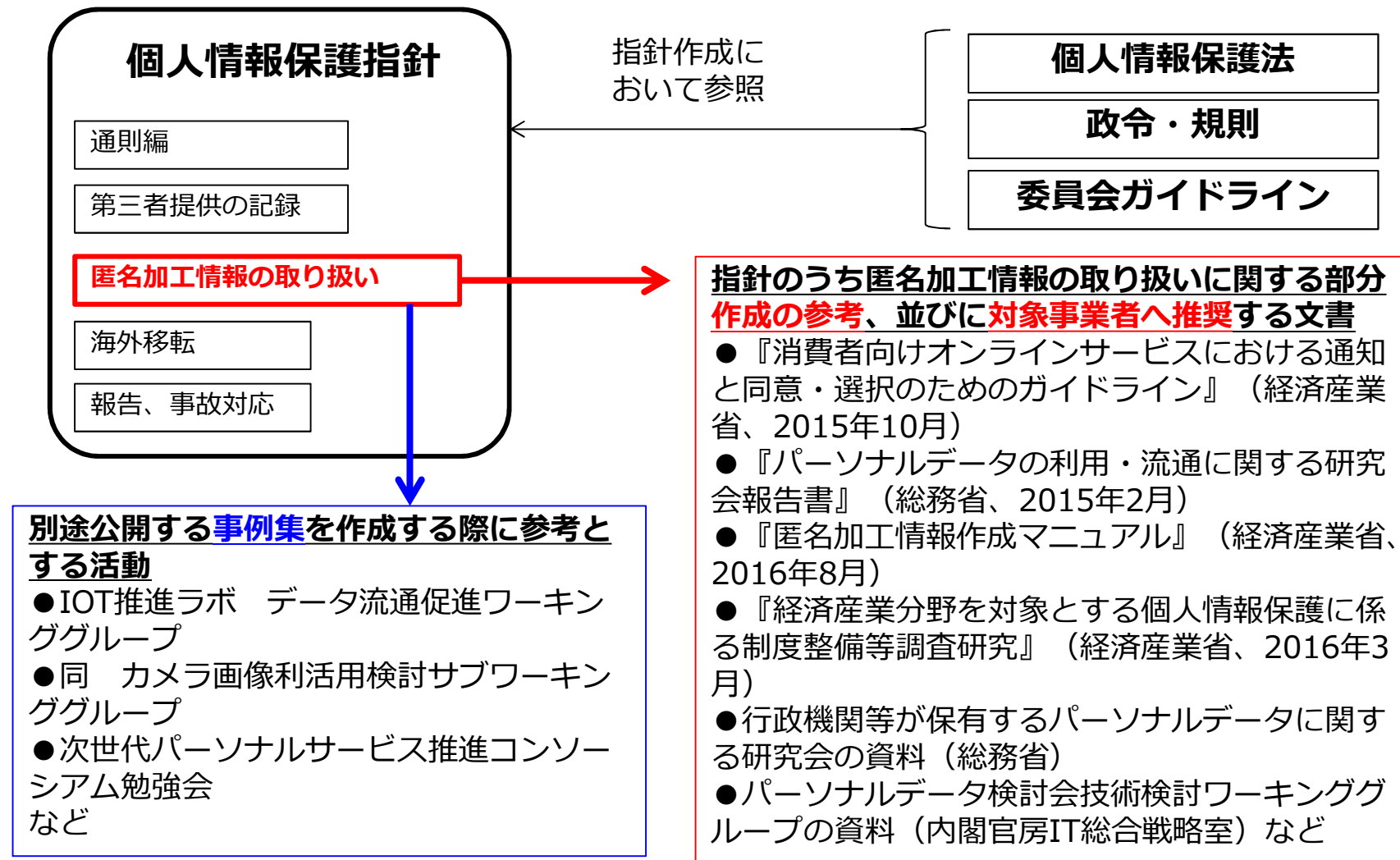
購買店	サンプル豆腐店
購買店	サンプル魚店
日時	2016/12/5 11:40
購買総額	300円
付与ポイント	3



購買日時	火曜日 13-14時
購買日時	月曜日 14-15時
購買日時	月曜日 11-12時
購買内容	食品
購買総額	300円

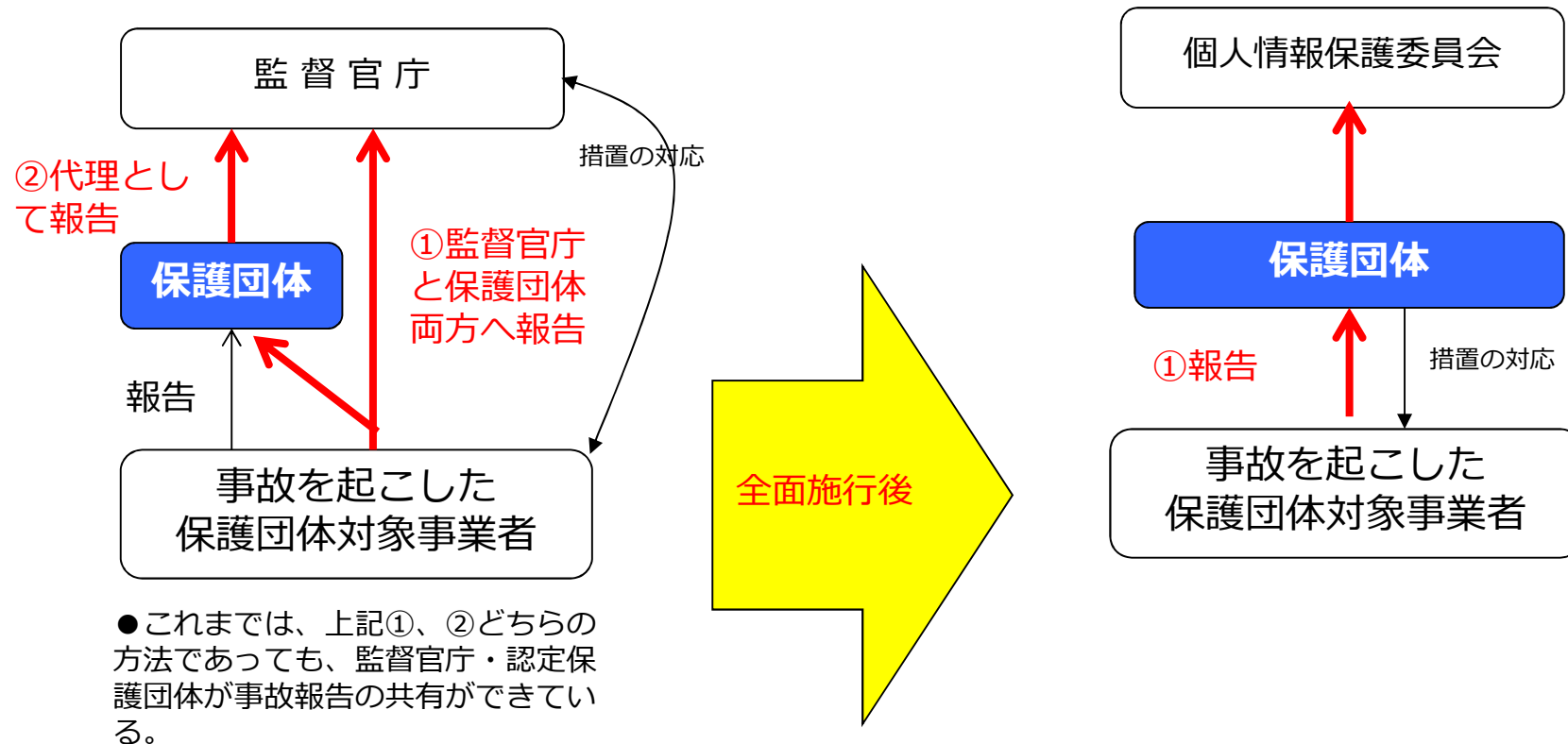
- クリーニング業界は、1992年に8,170億円の市場規模から、2011年には3892億円へ半減。
- 顧客単価は、年間あたり7,734円（1992年のピーク時年間20,000円の約40%に減少）
 - しかしながら、出店費用が低いことや、クリーニングを預かる時点で精算するので、貸し倒れリスクが少ないなどのメリットからフランチャイズ加盟希望者は多い。
- マーケット分析では、出店エリアにおいて以下を調査。
 - 収入分布
 - 人流分布（昼夜、曜日別、時間帯別）など。
- 使用するデータセット
 - 総務省統計（世帯主の年齢階級、費目別支出金額の購入先別割合など）
 - 経済産業省統計（消費者購買動向調査など）
 - 民間調査会社が作成するデータ
 - 交通量調査、など。
- 上記のデータ解析により、当該出店地域の利用客モデルを作成し、年間の売上予測などを解析。

- 当協会認定個人情報保護団体事務局では、下記のような文書を用意すると共に、対象事業者から匿名加工情報の扱いに関する**専用相談窓口を設置**を検討



■ 監督当局（個人情報保護委員会等）又は認定個人情報保護団体に対し て報告する。

- プライバシーマーク付与事業者でJIPDECの認定個人情報対象事業者となっている事業者におかれましては、従来通り、プライバシーマーク推進センターへご報告いただく予定です。



■ APECプライバシーフレームワーク（2004年10月29日採択）

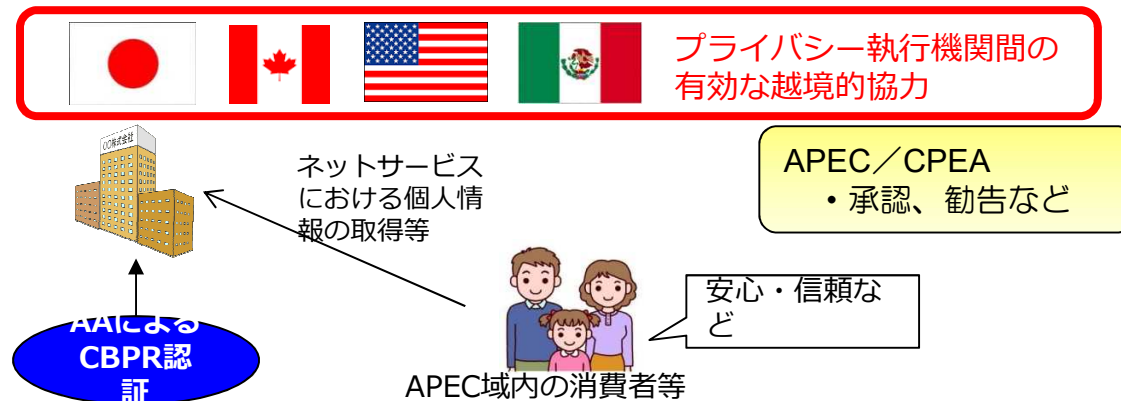
- APEC加盟エコノミーにおける整合性のある個人情報保護への取組を促進し、情報流通に対する不要な障害を取り除くことを目的として制定

■ CPEA（越境執行協力協定）（2009年11月）

- エコノミー内での情報の取得と管理について、国内の法規や指針を対象に参加国で対応。
- 参加国は豪州、ニュージーランド、米国、香港、カナダ、日本、韓国、メキシコ、シンガポール（日本は2011年11月以降、国内の16省庁がプライバシー執行機関として参加）。
 - 事案照会・共同調査・執行活動等のプライバシー保護法の執行に係るプライバシー執行機関間の有効な越境的協力

■ CBPR（越境個人情報保護ルール）（2011年11月）

- それを運用するための仕組みとして、**CBPRシステム（APEC越境プライバシールールシステム；APEC Cross Border Privacy Rules System（CBPR））**を構築
- 米国、メキシコ、日本、カナダが参加
 - CPEAに参加しているエコノミーの中で、CBPRへの参加を申請し承認を受けたエコノミーで運用。少なくともAAを一機関を有することが必要。
 - 米：TRUSTe、日本：JIPDEC



- 事業者を対象に、APECプライバシー原則に基づく事前質問書に基づき、以下の点を確認し、認証するもの。
 - 個人情報が絡む取引相手の企業等に対して、APECの原則に合致した適切なポリシーと手続を備えており、個人情報を取得する際に必要となる説明をしているか、など。
- 認証を受ける事業者が行わなくてはならないこと。
 - 自ら取得又は受領し、他の参加APECエコノミーとの間での越境移転の対象となるすべての個人情報に対して、CBPRの要件に合致したプライバシーポリシー及び手続を実施すること。
 - プライバシーポリシー及び手順は、CBPRの要件の遵守に関して、APEC認定アカウントビリティエージェントによる評価を受けること。
 - **CBPRの認証は1年更新**（APECでは「再認証」という）。
- その他
 - CBPRシステムに参加することにより、参加組織の国内の法的義務が置き換えられることはない。
 - “提供元の個人情報取扱事業者がCBPRの認証を取得しており、提供先の「外国にある第三者」が当該個人情報取扱事業者に代わって個人情報を取り扱う者である場合には、当該個人情報取扱事業者がCBPRの認証の取得要件を充たすことも、「適切かつ合理的な方法」の一つである。”（個人情報保護法ガイドライン（外国第三者提供編）、P7）
 - なお、CBPRシステムはAPEC域内の個人情報の移転に適用されるものであり、国内法を遵守していることを認証するものではない。

- 改定する指針について、3月下旬以降、説明会等の開催を予定しております。
- APEC／CBPR認証、匿名加工情報の取り扱いについて、個別相談を受け付けておりますので御連絡下さい。

(お問合せ先)

〒106-0032

東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル内
一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC)

認定個人情報保護団体事務局

E-mail nintei-inq@tower.jipdec.or.jp

Web https://www.jipdec.or.jp/protection_org/index.html

ご清聴ありがとうございました。



**一般財団法人日本情報経済社会推進協会
認定個人情報保護団体事務局**